

(別記2-2)

食品製造業者等原料農産物調達円滑化事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別表第2-2の食品製造業者等原料農産物調達円滑化事業（以下「本事業」という。）で実施する取組は、以下のとおりとする。

(1) 推進事業

食品製造業者等（食品の製造を行う事業者及び外食事業者をいう。以下同じ。）が農業者（農業者が組織する団体を含む。以下同じ。）と連携し、加工・業務用に適合した国産原材料（専ら加工・業務用に利用される国産農産物をいう。以下同じ。）の安定的な調達を図るために行う次の取組を支援する。

ア 農業者のための栽培技術・品質管理マニュアル等の作成

イ 産地指導のための人材育成

ウ 産地指導の実施

(2) 整備事業

食品製造業者等が国産原材料の利用拡大を図るため、新たに必要となる次に掲げる機械・施設の整備を支援する。

ア 処理加工機械

イ 処理加工施設

ウ イの附帯施設

2 事業の成果目標

要綱第3の1の農林水産省総合食料局長（以下「総合食料局長」という。）が定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、別表1に掲げるとおりとする。なお、原則として成果目標の変更はできないものとする。

3 目標年度

要綱第3の1の総合食料局長が別に定める目標年度は、事業実施計画承認初年度の3年後の年度とする。

4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、総合食料局長が別に定めるところに基づき行う公募により選定した者とする。

5 費用対効果分析

要綱別表第2-2の事業種類の欄の2の採択要件の欄の(4)の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、投資が

過剰とならないよう、整備する機械・施設の導入効果について、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分検討するものとする。

6 不正行為等に対する措置

国は、本事業の事業実施主体の代表者、役員又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講じるよう指導するものとする。

7 周辺景観との調和

整備事業により、処理加工施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

第2 事業実施期間

要綱第6の総合食料局長が別に定める事業は、要綱別表第2-2に掲げる事業とし、その実施期間については、事業実施計画承認初年度から3年間とする。

第3 事業の実施等の手続

1 連携計画の作成内容及び提出手続

(1) 事業実施主体は、農業者と国産原材料調達に係る安定的な取引関係を確立するものとし、別記様式1号により次のアからウまでに掲げる事項を記した計画（以下「連携計画」という。）を作成し、原則として事業実施主体が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては総合食料局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。なお、連携計画は、原則3年間を取組期間とする。

ア 連携の目的

イ 3年間の各年度ごとの連携農産物（事業実施主体が、安定的に取引する国産原材料として連携計画に記載するものをいう。以下同じ。）の調達・利用の見通し

ウ 3年間の各年度ごとの取組内容

(2) 地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった連携計画について、次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、連携計画の承認を行うものとする。

ア 連携の内容が本事業の目標に沿っていること。

イ 連携の内容が、国産原材料の利用の拡大に寄与すると認められること。

ウ 連携計画が確実に実行されると見込まれること。

(3) 事業実施主体は、成果目標を達成するために連携計画を変更する必要がある場

合は、(1) の手続に準じて地方農政局長等の承認を得るものとする。

2 事業実施計画の作成内容及び提出手続

- (1) 推進事業を行う場合は、連携計画に沿った取組を行うため、原則として当該計画策定年度から3年間を取組期間とするものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業実施初年度にあつては、別記様式2号により、要綱第4の事業の実施計画を作成し、1の(2)で地方農政局長等から承認された連携計画を添付の上、原則として事業実施主体が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に提出するものとする。
- (3) 事業実施初年度以後の事業実施手続については、年度ごとに、別記様式2号により事業の実施計画を作成し、1の(2)で地方農政局長等から承認された連携計画を添付の上、地方農政局長等に提出するものとする。
- (4) (2) 及び (3) の提出に当たっては、次の書類を添付するものとする。
 - ア 事業実施主体と連携農業者（事業実施主体が連携計画を策定するに当たり、連携農産物の供給について安定的取引関係を確立した農業者をいう。以下同じ。）との間で確立された取引関係に係る契約書等
 - イ 連携農産物が米穀である場合にあつては、連携農業者において生産調整を行うことが確認できる書類

3 事業実施計画の承認基準

地方農政局長等は、要綱別表第2-2の事業種類の欄に定める採択要件及び事業実施計画が、別表2に定める事項等の確認により、次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

(1) 推進事業・整備事業共通事項

- ア 取組の内容が本事業の目標に沿っていること。
- イ 事業実施計画の内容が、国産原材料の利用の拡大に寄与すると認められること。
- ウ 事業実施主体と連携農業者との間で連携計画を策定していること。
- エ 食品製造業者等の国産原材料の利用の拡大のために効果の高い先進的な取組であつて、その成果の広域的な波及が見込まれるものであること。
- オ 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。

(2) 整備事業の承認基準

- ア 整備を予定している機械・施設が、成果目標達成に直結するものであること。
- イ 連携計画に基づく機械・施設の適正な利用が確実にであると認められ、かつ、機械・施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- ウ 機械・施設の能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。

エ 整備を予定している処理加工施設については、当該施設で取り扱う国産原材料の仕入・販売等に関する計画が明らかになっていること。

オ 機械・施設の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。

カ 機械・施設別の投資費用及び規模が、必要最小限のものと認められること。

4 事業の着手・着工

(1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手又は着工（機械の発注を含む。）するものとする。

(2) 事業実施主体は、要綱別表第2-2の事業種類の欄の2に定める事業に着工するときは、別記様式3号により、速やかに入札結果報告・着工届を地方農政局長等に届け出るものとする。

ただし、要綱別表第2-2の事業種類の欄の1から2までの事業について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に同欄の1に定める事業に着手又は同欄の2に定める事業に着工する場合にあつては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式4号により、又は交付決定前着工届を別記様式5号により、地方農政局長等に届け出るものとする。

(3) (2)のただし書により交付決定前に着手又は着工する場合については、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実になってから、着手又は着工するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手又は着工した場合には、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金等交付要綱（平成17年4月1日付け16生産第8265号農林水産事務次官依命通知）第4の規定による申請書の備考欄に着手、着工年月日及び交付決定前着手届又は着工届の文書番号を記載するものとする。

(4) (2)のただし書により交付決定前に着手又は着工する場合については、地方農政局長等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後又は着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

5 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、整備事業により整備した機械・施設について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

機械・施設の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備、機械・施設の管理、処分等において適正な措置を講じるよう十分に指導監督するものとする。

6 事業名の表示

事業実施主体は、整備事業により整備した機械・施設には事業名等を表示するものとする。

第4 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

(1) 要綱第8の1の総合食料局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施主体が、事業実施年度から目標年度までの間の毎年度、当該年度における事業の実施状況を、別記様式6号により報告に係る年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 連携農産物が米穀である場合にあっては、事業実施年度から目標年度までの間、連携農業者において生産調整を行ったことが確認できる書類を提出するものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

地方農政局長等は、1の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第5 事業の評価

1 事業実施主体による自己評価

事業実施主体は要綱第9の1の定めにより、別記様式7号に定める事業評価シートにより自ら事業評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による評価

(1) 点検評価

ア 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価の結果について、関係部局で構成する検討会を開催し、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画、事業実施設計計画書等との整合等を確認するものと

する。

イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 地方農政局長等は天災等外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 総合評価

地方農政局長等は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業、社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加えて事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとし、整備事業については、費用対効果分析も併せて行うこととする。

(3) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長等は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合や、整備事業で整備した機械・施設の利用率及び稼働率のいずれかが計画に対し70%未満の状況が3年間継続している場合（処理加工施設においては、収支率が計画に対し80%未満の状況が3年間継続している場合）等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、当該事業実施主体に対し、別記様式8号に定める改善計画を作成させるものとする。

この場合において、事業実施主体は、さらに2年間目標年度を延長し、再度2の(1)の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年の10月末日までに総合食料局長に報告するものとする。

3 第三者による事業評価

総合食料局長は、整備事業について、必要に応じ整備事業の関係者以外の者から評価結果についての意見を聴取し、施策に反映させるものとする。

第6 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」（平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、水産庁長官通知）に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施

策の着実な推進に配慮するものとする。

第7 事業の実施基準

1 推進事業・整備事業共通事項

- (1) 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を本事業の補助対象とすることは、認めないものとする。
- (2) 事業実施主体においては、事業を遂行するに足る適切な能力や資力（必要な資金の額及びその調達方法を含む資金計画の実現が見込まれること。特に、資金調達コストや事業収益を勘案して、持続的なキャッシュフローを確保し、融資返済や資金回収が可能であること。）を有していることとする。
- (3) 連携農業者においては、担い手の育成等の農政上の課題に的確に対応する等の観点から、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。
 - ア 農業所得が総所得の過半を占め、主として農業経営に従事すると認められる農業従事者がいること。
 - イ 簿記記帳を行っていること。
 - ウ 事業を遂行するに足る適切な能力や資力（必要な資金の額及びその調達方法を含む資金計画の実現が見込まれること。特に、資金調達コストや事業収益を勘案して、持続的なキャッシュフローを確保し、融資返済や資金回収が可能であること。）を有していること。
 - エ 連携農産物が米穀である場合にあっては、連携計画に基づく取組期間中の連携農業者における生産調整の実施が確約できる者であること。
- (4) 事業実施主体と連携計画を策定する農業者が、事業開始後にやむを得ず3戸に満たなくなった場合は、事業実施主体は、新たな農業者と連携計画を策定すること等により、3戸以上となるように努めるものとする。
- (5) 補助対象事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、機械・施設の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。55年4月19日付け）
- (6) 国は、取組の進捗状況に応じて、これを全国的に波及させるための手法について検討を図るとともに、成果事例集の作成等をもって本事業のモデルを波及させるための取組に努めるものとする。

2 推進事業の実施基準

- (1) 要綱別表第2-2の採択要件の欄の(3)の総合食料局長が別に定める要件及び基準等は、次に掲げるものとする。
 - ア 販売促進のために実施する広報活動としてのポスター・リーフレット等の作

成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会、交流会等に係る経費は補助の対象外とする。

イ 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

ウ 事業実施主体は、推進事業の実施において、地方農政局長等が適当と認める事業又は専門的な知見を要する事業を、必要に応じて一部委託することができるものとする。

(2) 栽培技術・品質管理マニュアル等の作成

推進事業の「栽培技術・品質管理マニュアル等の作成」は、事業実施主体のニーズに合った国産原材料の円滑な供給を目的とし、事業実施主体は、農業者のための高品質な栽培管理・品質管理マニュアルを作成するため、学識経験者、農業者、食品製造業者等からなるマニュアル作成検討会の開催、現地実態調査等を実施できるものとする。

(3) 産地指導のための人材育成

事業実施主体は、推進事業の産地指導のための人材育成に当たっては、連携する農業者に対し栽培管理技術・品質管理技術及び経営管理等の指導を行うための人材（以下「フィールドマン」という。）を育成するための研修を実施できるものとし、必要最低限の農業機械等を借り上げることができるものとする。

なお、フィールドマン育成に係る人件費、旅費については、補助の対象外とする。

(4) 産地指導の実施

事業実施主体は、推進事業の「産地指導の実施」に当たっては、推進事業「産地指導のための人材育成」により育成されたフィールドマンにより、連携する農業者に対し栽培管理技術・品質管理技術及び経営管理等の研修を実施することができるものとし、必要最低限の農業機械等を借り上げることができるものとする。

なお、フィールドマン及び研修を受ける農業者に係る人件費、旅費については、補助の対象外とする。

3 整備事業の実施基準

要綱別表第2-2の採択要件の欄の(3)の総合食料局長が別に定める要件及び基準等は、次に掲げるものとする。

(1) 補助の対象とする機械・施設は、次に掲げるものとする。

ア 国産原材料を利用した食品の加工等に必要不可欠な、当該商品の製造過程の特殊性に対応した機械・施設

イ アの附帯施設（附帯施設のみの整備は補助の対象外とする。）

なお、連携計画に沿った国産原材料の処理加工の用途以外に使用されるおそれの多い機械・施設は補助の対象としないものとする。

(2) 機械・施設の整備に対する補助は、事業実施主体における国産原材料の利用の拡大を図るためにモデル的に実施するものであり、既存機械・施設の代替として、同種・同能力のものを再度購入すること（いわゆる更新をいう。）及び処理加工施

設の附帯施設のための整備は、補助の対象としないものとする。

- (3) 補助の対象とする機械・施設は、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、増築、併設等、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古材については、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものに限るものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成18年9月8日付け閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (4) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは貸借に要する費用又は補償費は、補助の対象としないものとする。
- (5) 環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意して整備を講ずるものとする。

別表 1

(国産原材料供給力強化対策事業のうち食品製造業者等原料農産物調達円滑化事業に係る成果目標一覧)

事業名	内 容	達成すべき成果目標の基準
整備事業・ 推進事業 共通	食品製造業者等における国産原材料の利用拡大に関する目標	<p>以下をすべて満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 連携する農業者と3年間の連携計画が策定されていること。 2. 事業実施計画において、事業実施主体の売上高が3年で3%以上増加すること。 また、農業者における連携農産物に係る売上高が3年で3%以上増加すること。 ただし、農業者において、従来取り扱っていない新規の農産物を導入する場合には事業として成り立つ売上高となることとする。 3. 事業実施計画において、事業実施主体と農業者の付加価値額が3年で3%以上増加すること。 4. 目標年度において、事業実施主体が商品の製造に使用する連携農産物のうち、50%以上を連携農業者から調達すること。
整備事業		<p>以下をすべて満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目標年度において、事業実施主体が使用する原材料農産物に占める地域の農産物の使用量の割合は80%以上であること。 2. 目標年度において、事業実施主体が使用する地域の農産物の使用量が事業開始年度と比較し3割以上増加すること。

別表 2

整備事業の実施における満たすべき事項

事 項
1 既存の機械・施設（以下「施設等」という。）の利用状況、個人による選別・出荷状況、個人施設等の保有・使用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 都道府県が作成する「農業機械の導入に関する計画」の利用下限面積を満たしていること。
3 施設等への過大な投資を防ぎ稼働の効率化を図るため、作付品種の分散、収穫時期の調整により、特定の日時に集中することのないよう検討されていること。
4 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。また、産地の作付面積、単収、生産数量、出荷計画等が実績及び作物を取り巻く状況から見て妥当であること。
5 施設内の管理室、休憩室、分析室、格納庫等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
6 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
7 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
8 農家意向調査について、担い手農家の意向を把握していること。また、調査の精度等が適正であること。
9 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、1.0以上であること。
10 国庫補助金が、対象となる補助率で正しく計算されていること。
11 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
12 附帯施設について、不要なものがないこと。
13 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
14 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
15 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われていること

<p>もに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。</p>
<p>16 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。</p>
<p>17 適正な収支計画となっていること（支出については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）。</p>
<p>18 独立行政法人等の試験研究機関や都道府県、市町村等関係機関の連携・支援体制が整備されていること。また、必要に応じ専門家等による経営診断等の指導が受けられる体制となっていること。</p>
<p>19 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。</p>
<p>20 有機物処理利用施設又は農業廃棄物処理施設その他騒音、悪臭等発生施設を建設するに当たり周辺住民等との合意の形成がなされていること。</p>
<p>21 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は認可等の見込みがあること。</p>
<p>22 施行方法の選択が適切になされていること。</p>
<p>23 入札の方法に関する知識を有していること。</p>
<p>24 事業実施体制が、十分なものとなっていること。</p>
<p>25 地元関係者との合意形成が図られていること。</p>
<p>26 その他、法律に定める基準等が満たされていること。</p>